

第1回特別支援教育の在り方に関する検討会議事録

日時：令和5(2023)年8月28日(月)

13:30~15:30

場所：栃木県庁本館6階大会議室2

1 会議の公開について

委員の決議により、本検討会は原則公開とすることとなった。

2 「特別支援教育の在り方に関する検討会」の概要について

事務局から、資料1に基づき説明。質疑等なし。

3 本県の特別支援教育の現状について

事務局から、資料2に基づき説明。次のような意見、質疑があった。

(質疑・意見交換)

(1) 幼児児童生徒の生活指導に関すること

- ・特別支援学校に入学してから、毎日の日常生活の指導の積み重ねにより、靴が履けるようになるなど、子どもが成長した。
- ・生活訓練施設は、学校によって別棟の場合と校舎内にある場合があり、現代の生活様式に合わない部分や老朽化が見られる。校内宿泊学習は、修学旅行に向け、宿泊体験を重ねるなどの意義があるため、生活訓練施設の新設や改修を進めてほしい。
- ・昨年度までは、コロナ禍で校内宿泊学習が中止だったため、初めての修学旅行で泊まれるかが不安だった。学校からの事前学習の報告を聞いて安心できた。
- ・大人の関わり方次第で、子どもの特性が障害になるか個性になるかが分かれるため、教員が一人一人に応じた指導ができるよう、研修の充実に努めている。
- ・画一的な指導ではなく、子どもの主体性を生かし、生活習慣が徐々に形成されていくような教育が大切。
- ・子どもが安心して分かりやすく学べるよう、ICTを活用した効果的な指導の充実に望む。
→(事務局) 特別支援学校でも、児童生徒一人一人にタブレットが支給されており、日常の授業で活用が図られている。
- ・生活指導は学校という学びの場だけでなく、生活する場とのつながりが高い。福祉の専門家やボランティアなど地域の社会資源を活用し、地域ぐるみで自立を支えていく方向が大切。
- ・特別支援学級を担当する教員は、どのように指導したらよいかについて、個人の努力に拠るところがあるため、体系的な指導・支援の方法に関する研修等が必要。
→(事務局) 特別支援学級に在籍する児童生徒も増えており、県総合教育センター等において、特別支援学級を担当する1~3年目の教員全員を対象とした研修を実施している。
- ・特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校等で学ぶ居住地校交流は効果的である。障害のある子どもとない子どもが、大人が思いもよらないよい関係を築くことがある。
- ・子ども自身が、失敗しても大丈夫だと分かることが大切。できることを第一目的にしてしま

- うと、子どもが本当にやりたいことや伸びようとする姿を見落としてしまうと感じている。
- ・障害の重い子どもの特別支援教育がより充実していくような議論もしたい。医療的ケアが必要な子どもにとって、医療的ケアは学習活動にアクセスするために最低限必要となるものであり、生活指導にほかならない。医療的ケアによって、教育活動が中断されることがあるため、教育活動を保障するための条件を構築していくことも課題である。
 - ・どんな重度の子どもでも何らかのサインを出している。私たちが、そうしたサインをキャッチしながら、よりよく生きる方法を考えることが必要。

(2) 家庭、教育及び福祉の連携に関すること

- ・「トライアングル」プロジェクトについて、栃木県ではどのような取組をしているか。
→（事務局） 保護者等の承諾を得て、個別の教育支援計画等を活用し、教育と福祉の担当者が情報共有を行う取組がある。放課後等デイサービスの職員とは、下校の際に直接、情報交換をするほか、相互の見学等を実施している学校もある。
- ・自閉症と知的障害を併せ有し、行動障害の見られる生徒で、卒業後、生活介護など福祉事業所での受け入れが困難な事例がまだある。支援のために、家庭、教育、福祉の連携が必要。
- ・卒業後、一般就労した生徒が、どこに相談に行ったらよいか分からないという事例がある。学校在学中に、卒業後の相談先の情報を提供しておくことが大切（県内各地にある相談支援事業所等）。
- ・相談支援事業所の担当者が集まる会議があるので、可能であれば毎月1回程度、そうした会議に教員も参加し、互いの取組や困難事例について話し合う機会を持つことが重要。
- ・コロナ禍は保護者同士の関わりや行事の制限があり、先輩保護者の話や高等部生の姿から、子どもの将来の姿を知ることができなかった。
- ・学校で使う連絡帳は保護者として有難いが、新入生保護者の中には、何を書けばよいのか分からないという人もいる。連携が密になれば子どもは過ごしやすいので、入学当初、先輩保護者や教員、障害福祉サービス事業者の方から手を差し伸べてほしい。
- ・放課後等デイサービスが増加しているため、学校と複数の事業所とが情報を共有できる仕組みが必要。互いの支援計画等を活用し、効果的で効率的な連携について検討が必要。
- ・「トライアングル」プロジェクトの具現化、具体化が望まれる。教育と福祉との連携では、教員の負担が増えないよう、各学校、又は県内に、教育と福祉の連携をコーディネートする人がいる仕組みを導入できるとよい。
- ・就学前の支援はペアレントトレーニングなど多くあるが、小中学校に就学後に診断を受けた場合は、受けたくても受けられず、情報が入りにくいため、教育の中でフォローが必要。
- ・学校にいる間は友達がいるが、生徒が一般就労した後、孤立してしまう場合がある。よりよく生きるための卒業後の余暇の過ごし方について、教員だけで頑張るのではなく、福祉や地域の方と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・医療的ケアが必要な障害の重い子どもが、保護者から離れて活動を重ねる経験をするためには、家庭、教育、福祉や医療も含めた連携が大切である。
- ・医療的ケア児が社会で生活してくためには、医療現場だけでなく、様々な関係者が支えていくことが重要。
- ・卒業後、保護者が介護疲れにならないよう、市町担当者や福祉関係者が集まって支援を考え

ていくという動きは、今後ますます盛んになるものと思われる。

- ・相談支援専門員は、子どもが福祉サービスを利用する際の大本となる「サービス等利用計画」を作成しており、子どもや保護者に伴奏し、寄り添っていけるような仕組み作りが必要。

(3) その他

- ・特別支援学校は教員の専門性が高いが、一部の学校で教室の狭隘化や学校の敷地が狭いという課題がある。
 - (事務局) 児童生徒数は学校によって差があるが、増加している学校では、教室を工夫して使用している状況がある。
- ・障害のある人や多様性に対して寛容な社会を作るためには、障害のある当事者をどう支援するかということだけでなく、周囲の子どもたちが、障害や障害のある人への理解を学べる教育の機会を作っていくことが重要。
 - (事務局) 多様性を認められる児童生徒の育成ということでは、各高等学校からの要請に応じて講師を派遣し、共生社会の実現に向けた講演会を実施している。

(4) 次回の現地調査に向けて

事務局から、資料3に基づき説明。次のような意見、質疑があった。

(質疑・意見交換)

- ・寄宿舎の調査について、教育的入舎、福祉的入舎とあるが、学校の裁量で認めており、定義は曖昧である。那須特別支援学校の寄宿舎の場合、遠距離の通学保障のための利用者が減っている中で、寄宿舎指導員の配置の関係もあるので、空き部屋を埋めるために、教育的入舎を校長の裁量で認めてきた。他県調査の結果では、教育的入舎や福祉的入舎について、各都道府県が統一的基準を設けて推奨しているのか、それとも各学校の裁量で受け入れているのか。
 - (事務局) 各学校の裁量で受け入れている県が多い。
- ・寄宿舎における生活指導と学校における「日常生活の指導」等とは、多少趣旨が違うので、学校の授業の中で、どのような形で指導していくかの検討が必要である。そのためにも、生活訓練施設の改修等が必要。
- ・寄宿舎がない特別支援学校において、養育困難な家庭の生徒への支援はどのように行っているのか。
 - (事務局) 学校だけでは解決が難しいため、市町の福祉担当部局、児童相談所、福祉事業所等と連携し、ケース会議等を開催して、最も良い方法を考えている。
- ・年齢が低いうちから入舎している児童の保護者や児童は、どういった思いで入舎しているのか。
- ・基本的には本人の意思に反して入舎させることはないと思われるが、家庭の状況によっては、学校が保護者の方へ入舎を勧めることがある。
- ・入舎基準には、「日常生活動作が概ね自立している児童生徒」とあり、高等部生については、卒業後にグループホームに入るなど、一人で生活することをイメージして入舎する使い方が多いと思う。
- ・全国で、知的障害特別支援学校の寄宿舎が96あるようだが、そのうち通学圏を県内全域とする高等特別支援学校の寄宿舎を除いた数はいくつか。また、寄宿舎に利用料はあるのか。

→（事務局） 寄宿舍の数は、調べて次回、回答する。また、費用については食事代、布団代、送迎の費用等が就学奨励費の対象となるため、各家庭の実情に応じて3段階に分かれるが、段階によっては全額就学奨励費の対象となる。詳細は次回、回答する。

- ・寄宿舍に小中学生から高等部卒業まで入舎すると、長期間入舎することになるが、途中で退舎するケースはあるのか。

→（事務局） 遠距離による通学困難を理由に入舎している子どもは長く入舎することが多いが、それ以外の子どもは、年度毎、希望等を踏まえて入舎生を決めている。

4 次回検討会の公開について

次回の検討会では、特別支援学校を視察し、視察内容についての質疑等の時間を設ける予定だが、学校は学びの場であり、多くの児童生徒がいる中で、学校の運営に配慮する必要があるため、視察後の質疑等のみ公開として実施することとなった。